

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和2年度当初予算案の総額は、一般会計61億8,975万8千円、流域下水道事業会計236億995万9千円であります。

昨年10月に発生した台風第19号では、千曲川の堤防が決壊するなど、県民生活や経済活動に甚大な被害をもたらしました。「数十年に一度」といわれる豪雨が毎年のように発生する異常事態が続いており、こうした気象災害の要因は気候変動にあると言われております。

気候変動が人間社会にとって現実の脅威となりつつある中、昨年11月県議会定例会の決議を受け、12月6日に「気候非常事態宣言～2050ゼロカーボンへの決意～」を発表しました。この宣言により気候変動が差し迫った課題であることを県民の皆様と共有するとともに、国際社会と歩調を合わせ、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向け取り組んでまいります。

本県は、平成25年2月に長野県環境エネルギー戦略（第三次長野県地球温暖化防止県民計画）を策定し、「経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量の削減が進む経済・社会構造の構築」を目指し取り組んできました。現在、令和3年度から始まる新たな環境エネルギー戦略の検討を行っているところです。気候非常事態宣言を踏まえ、今年度中に気候危機突破方針（仮称）を取りまとめ、気候変動が差し迫った課題であることを県民の皆様と共有し取組を進めてまいります。

以下、主な施策につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明申し上げます。

第一に、「持続可能な社会の構築」について申し上げます。

気候非常事態宣言を踏まえ、来年度は新たに、「2050 ゼロカーボン県民行動促進事業」を展開してまいります。気候変動を正しく理解し、気候非常事態への危機感を県民全体で共有するため、ロゴマーク、キャッチフレーズ、リーフレット等を作成し、SNS等様々な媒体を通じ気候変動に関する正しい情報を発信してまいります。

「信州環境カレッジ事業」や「信州環境フェア」につきましても、気候変動問題を主要な柱として取り組んでまいります。「信州環境カレッジ事業」につきましては、県民一人ひとりが気候変動を正しく理解し、実践的な行動につなげるため、気候変動に関するカリキュラムコースの実施やインターネット講座の開設等により気候変動への学びを拡大してまいります。

また、昨年6月に軽井沢町で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」に合わせて本県及びイクレイ日本がとりまとめた「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」の具現化に向け、賛同自治体等に呼びかけシンポジウムを開催するとともに、海外自治体等との連携・知見の共有を図るため、COP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）など国際会議において、世界に向けて本県の取組等を発信してまいります。

環境影響評価につきましては、大規模太陽光発電施設、道路事業、リニア中央新幹線関連など多くの案件が見込まれることから、水・大気環境、動植物、景観など幅広い観点から十分な環境保全対策が講じられるよう適切に対応してまいります。

第二に、「脱炭素社会の構築」について申し上げます。

先ほど申し上げました、現行の長野県環境エネルギー戦略は令和2年度をもって計画期間が満了するため、現在令和3年度から始まる新たな戦略の検討を行っているところです。次期戦略ではこれまで本県が取り組んできた先進的な政策をさらに深掘りし、県民一丸となった「徹底的な省エネルギー」と「再生可能エネルギーの普及拡大」を進めてまいります。

さらに、気候非常事態宣言を踏まえ、「2050ゼロカーボン」に向けて、今年3月に未来を担う若者やNPO、企業、行政などに呼びかけ県民一丸となった運動のキックオフとして「ゼロカーボンミーティング」を開催します。

省エネ化の促進につきましては、既存建築物の省エネ改修を促すため、引き続き住宅等の状況調査を行う事業者と連携し、既存建築物の断熱性能やエネルギー消費量等の省エネ性能に関する簡易診断を行います。また、同一業種の事業者間で省エネ状況を比較できる指標（ベンチマーク）を活用し、CO₂削減余地が大きいと見込まれる中小規模事業所向けに専門家による省エネ診断を引き続き実施してまいります。さらに、県自らが大規模な事業者であることから、「温室効果ガス削減のための第5次長野県職員率先実行計画」に基づき、様々な省エネ化の取組を進めてまいります。来年度は、「駐在所ゼロエネルギー化モデル事業」として、2か所の駐在所整備において、断熱化、太陽光パネルの設置等によるゼロエネルギー化を目指した取組を実施するとともに、伊那文化会館、キッセイ文化ホールの照明のLED化等に取り組んでまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、環境への負荷の少ない建築物の屋根での太陽光発電、太陽熱利用の普及拡大に向け、そのポテンシャルを「見える化」するために構築したソーラーマッピングの利活用を関連業界と連携して一層促進してまいります。また、市町村、NPO、中小企業等が行う自然エネルギー地域発電事業において、新たに太陽光発電を補助対象とし自然エネルギーの事

業化を支援してまいります。

気候変動への適応につきましては、昨年4月に「信州気候変動適応センター」を設置し、気候変動の実態把握や影響評価、予測情報を提供するための体制を強化したところです。今後、農業、防災、生態系、健康など各分野において効果的な適応策が創出されるよう、ホームページを充実するなど情報発信を強化するとともに、全国の大学や研究機関との共同研究にも引き続き取り組み、県内の気候変動適応の取組を進めてまいります。

第三に「生物多様性・自然環境の保全と利用」について申し上げます。

自然公園の保全と利用につきましては、県内の美しい自然公園を次世代に継承するとともに、貴重な自然資源として利用を促進する取組を進めているところです。

中央アルプス県立公園につきましては、今年3月に予定される国定公園指定を契機とし、希少な自然環境を一層保護するとともに、国定公園化による知名度の向上を活かし、公園全体の適正な利用を推進してまいります。

昨年12月には、関係市町村とともに、国定公園指定記念事業の実行委員会を立ち上げ、今年7月に実行委員会主催による山岳フォーラムを予定しているところです。中央アルプスの魅力を広く発信し、保護と利用に向けた機運を一層盛り上げてまいります。

御嶽山ビジターセンターにつきましては、御嶽山を間近に見ることができる王滝村田の原に、自然公園利用者や登山者への情報提供及び学習拠点として、県が主体となって整備し、御岳県立公園の利用推進を図ってまいります。また、再生可能エネルギー・蓄電池を整備し、自然公園施設のRE100を推進してまいります。

登山道の整備につきましては、災害復旧事業に相当するものがなく、自然災害により被災した登山道が長期間にわたり通行できない事例も発生していることから、市町村等による登山道の早期復旧を支援する「登山道災害復旧早期支援事業」を来年度から新設し、自然公園の持続的な利用を図ってまいります。

生物多様性の保全につきましては、引き続き、多様な主体とのパートナーシップなど、社会全体で生物多様性を支える仕組みの構築に取り組み、希少種保全や外来種対策を推進してまいります。

来年度はクラウドファンディング型ふるさと信州寄付金を活用した希少種保全対策の第一弾として、ライチョウ保護を担う人材の育成と目撃情報収集アプリの開発を実施し、保護対策を強化してまいります。

第四に、「水環境の保全」について申し上げます。

長野県は数多くの水源を有しており、県民共有の貴重な財産である水資源を将来にわたって保全していくため、長野県水環境基本条例に基づき、水資源の保全や適正な利活用などを進めているところです。

水質の保全につきましては、河川・湖沼・地下水等の水質常時監視や発生源対策を引き続き実施してまいります。諏訪湖につきましては、「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、「泳ぎたくなる諏訪湖」、「シジミが採れる諏訪湖」、「誰もが訪れたいくなる諏訪湖」を目指した取組を進めています。来年度は、諏訪湖の貧酸素発生メカニズムの解明に向け、湖内の水の動きを調査いたします。また、水質や生態系に関する調査研究を充実強化するため、「諏訪湖環境研究センター（仮称）」の設置に向けた検討、準備を進めてまいります。

次に、水道事業につきましては、持続可能な水道経営の確立に向けた経営基盤強化を図るため、その有効な手段の一つである広域連携に向けた取組を関係部局と連携して進めてまいります。来年度は、市町村ごとの経営分析や将来推

計を行い、連携に向けた協議に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、「水循環・資源循環のみち 2015」構想に基づき、平成30年度末で98.0パーセントと全国6位の高い水準にある汚水処理人口普及率を令和7年度末までに99.3パーセントに引き上げるとともに、農業集落排水施設の下水道への統合を推進してまいります。また、事業の広域化・共同化による効率化、汚泥のバイオマス利活用などを推進し、生活排水対策本来の目的である水環境の保全と快適で暮らしやすいまちづくりに加え、循環型社会の構築に向けた役割を果たしてまいります。

流域下水道事業につきましては、昨年10月の台風第19号災害により、千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）が大きな被害を受けました。災害発生以来応急対策を進めてまいりましたが、現在は水処理5系列のうち、2系列において仮設設備による簡易生物処理を行い水質改善に取り組んでおります。また、1月20日から24日に行われた災害査定を受け、本復旧工事に着手したところです。令和2年度末の水処理の復旧、令和3年度末の施設の本格復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

第五に、「大気環境等の保全」について申し上げます。

清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保のため、一般環境や道路周辺大気の常時監視等により、微小粒子状物質「PM2.5」や光化学オキシダントなどの大気汚染状況を的確に把握し、迅速な情報提供を行ってまいります。また、アスベストの飛散防止については、事業者への周知の徹底や、建材中のアスベストを短時間で測定できる機器の導入など、建築物の解体時等の飛散防止対策に努めてまいります。

第六に、「循環型社会の形成」について申し上げます。

本県の1人1日当たりの一般廃棄物排出量は、平成29年度実績で817グラムであり、4年連続で「ごみ減量日本一」となりました。この「ごみ減量日本一」の継続と、しあわせ信州創造プラン2.0で目標としている「県民1人1日当たりのごみ排出量795グラム以下」の達成に向け、市町村等と連携し様々な取組を進めているところであり、来年度は県内の廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する新たな「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定することとしております。

生ごみの堆肥化など、地域の実情に応じて廃棄物を資源として循環させる仕組みである「地域循環圏」の構築を推進するため、引き続き各地域振興局に設置されている「チャレンジ800実行チーム」へアドバイザーを派遣してまいります。「食品ロス」につきましては、農林水産省及び環境省の推計によりますと、全国で643万トンに上るとされており、削減に向けた取組が求められております。このため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を継続し、小盛メニュー、食べ残し料理の持ち帰りなど食品ロスに取り組む県民運動協力店の募集、登録を進めるとともに、「残さず食べよう30・10（さんまるいちまる）運動」を推進し、宴会時の食べ残し削減に努めてまいります。

また、「信州発もったいないキャンペーン」として消費期限間近な値引き食品の購入などの啓発にも一層取り組んでまいります。

国際的な課題となっている海洋プラスチックごみの問題につきましては、海洋プラスチックごみの7割が陸域で発生すると言われていたことから、上流県の責務として本県もこの問題に取り組むため、昨年5月に「信州プラスチックスマート運動」を開始し、県民の皆様や事業者の方々へ、プラスチックと賢く付き合っていただくことを呼び掛けています。さらに使い捨てプラスチックの削減や、代替製品の開発などに取り組む事業者等を「信州プラスチックスマート運動協力事業者」として登録し、県のホームページ等でその取組内容を紹介

することにより、事業者等の活動を後押ししております。今後ともこの運動が、実効性のある県民運動となるよう、市町村や関係団体等と連携して推進してまいります。

このほか、ごみ減量の専用ポータルサイト「信州ごみげんねっと」により、市町村等とも連携して様々な取組を効果的に情報発信し、ごみ減量に関する県民意識の向上を図ってまいります。

産業廃棄物の減量化や適正処理につきましては、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施に係る指導のほか、排出抑制を促進するための研修会の開催、産業廃棄物3R（スリーアール）実践協定の締結事業者の拡大を図ることにより、事業者の自主的な取組を引き続き支援してまいります。

廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止につきましては、産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対する立入検査の実施や違反に対する行政処分など厳正かつ迅速な対応を行ってまいります。また、不法投棄監視連絡員及び廃棄物指導員を引き続き配置するほか、PCB廃棄物の期限内の適正処理に向けた指導等やドローンによる上空監視、夜間パトロールなど、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見に努めてまいります。

以上、令和2年度当初予算案の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為といたしましては、一般会計で、「第8期諏訪湖水質保全計画策定に向けた水質予測シミュレーションモデル構築事業」について821万4千円を設定し、流域下水道事業会計で、千曲川流域下水道事務所（上流処理区）の焼却炉の改築等について123億4,000万円を設定いたしました。

次に、令和元年度の補正予算案について申し上げます。

環境部関係では、国の補正予算に対応する経費として、一般会計で5万円、流域下水道事業会計で1,500万円を計上いたしました。内容は、流域下水道施設の耐水性強化に必要な調査でございます。

次に、条例案につきましては、浄化槽法の一部改正に伴う「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」の1件であります。

事件案につきましては、「流域下水道建設事業施工に伴う市町村の負担について」の1件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。